

湯河原町総合計画審議会について

1 審議会の設置と法的位置付け

(1) 設置の趣旨

総合計画の策定に関する必要事項を調査及び審議するため設置します。

(2) 審議会の法的位置付け

地方自治法第138条の4に基づく町長の附属機関です。

2 審議会の所掌事務

審議会の所掌事務は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定に関して、調査及び審議し答申いただくことです。

3 委員の身分と任期等

(1) 委員の身分

地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職です。

(2) 委員の任期

委嘱の日から2年間です。(令和8年9月25日まで)

(3) 委員の報酬

湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、会長は月額12,000円、委員は月額10,000円です。但し、勤務時間が4時間以内の場合は、報酬額の2分の1の額になるため、会議1回の御出席につき、会長は6,000円、委員は5,000円となります。

4 審議会の会長、職務代理

審議会に会長を置き、委員の互選により定めます。なお、会長は会務を総理し、審議会を代表します。

また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理します。

(参考)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

湯河原町総合計画審議会条例

昭和 42 年 3 月 13 日
条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、湯河原町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じて総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行わせるため湯河原町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町長が定める職員が処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の改廃)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 湯河原町新町建設審議会条例(昭和33年湯河原町条例第2号)

(2) 湯河原町振興対策審議会条例(昭和36年湯河原町条例第12号)

3 報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年湯河原町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「新町建設」を「総合計画」に改め、別表中「新町建設」を「総合計画」に改める。

附 則(昭和58年12月26日条例第19号抄)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月22日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。